

第12回「森のバザール」

同時開催「はるまつり」

開催要項

1. 主催 : 京都府立丹波自然運動公園 「森のバザール実行委員会」
2. 後援 : 京丹波町観光協会（予定）
3. 開催日時 : 平成30年4月15日（日）10:00～16:00
4. 会場 : 京都府立丹波自然運動公園 こどもの広場
5. 出店応募 : 申込用紙に必要事項（名前・住所・電話・出店品（詳しくお書きください）・屋号）を明記して、FAXかメール、もしくは郵送で下記まで送信（送付）してください。

出店参加料は1ブース（3m×4m）2,000円です。

- 会場のスペースに限りがありますので80店舗先着順とし、出店の可否につきましては、実行委員会で内容を審査させていただきます。
- 調理品目の出店につきましては、15店舗までとさせていただきます、品目につきましては主催者で制限させていただきます場合があります。
- 移動販売車での出店の場合、京都府の営業許可証の提出が必要です。
- 出店料については、当日、搬入後に徴収します。

申込期間：平成30年3月1日（木）～3月25日（日）

出店の許可・不許可についてはFAXまたはメールにてお知らせします。

〒622-0232

京都府船井郡京丹波町曾根崩下代110-7

京都府立丹波自然運動公園 「森のバザール実行委員会」 宛

TEL：0771-82-0300

FAX：0771-82-0480

E-mail：kouen@kyoto-tanbapark.or.jp

6. 出店について

- ①車の入場は午前 8:00からです。出店場所まで車で搬入できます。開始30分前までに搬入完了してください。搬入は指示された場所から搬入し、搬入後は公園駐車場に駐車してください。16時までは出店場所から搬出することはできません。
- ②パン、クッキー、焼菓子、ジャムなどの食品を物販する場合には、名前、電話番号、賞味期限、材料内容を個々に明記してください。
- ③野菜、果実等を出展する方は、当日、出店販売責任者表に名前、住所、電話番号、作物、収穫日、数量を記入し提出して頂きます。生産者とは、出店販売者本人と親族までです。
- ④調理品を販売する場合、保健所への届出が必要になります。届出は主催者で実施しますので、出店申込書に必要事項を記入の上、営業許可書のコピーを添付して申込手続きを行ってください。
- ⑤発電機の持ち込みは禁止とさせていただきます。
- ⑥電気は主催側で準備します。申込用紙に必要電気容量を記入してください。
- ⑦火気を取り扱う出店者は消火器（業務用）を設置してください。
- ⑧出店場所は主催者で決定しますのでご了承ください。
- ⑨雨天中止。中止の場合は当日午前6時に決定します。
開催後、天候の急変等でなむなく中止することもあります。この場合は、速やかに退場してください。原則として出店料の返金はいたしません。

8. その他

- ①代理出店はトラブルの原因となりますので禁止とさせていただきます。
- ②火気を使用する場合、取扱には充分にご注意下さい。
- ③出店場所とその周辺は、出店者ご自身の清掃範囲となります。ゴミは各自で持ち帰ってください。
- ④会場内でのトラブルについては、当事者間の自己責任で対応してください。
- ⑤開催中は係員の指示に必ず従ってください。規則違反や係員の指示に従っていただけない場合は、退去していただきます。その際、出店料は返金いたしません。